

# 韓国の株式会社における経営監督機構について\*

金 知 煥\*\*

## 目 次

はじめに

### 一 株式会社における経営監督機構の系譜

- (1) 依用商法上の経営監督機構
- (2) 1962年新商法上の経営監督機構
- (3) 1984年改正商法上の経営監督機構
- (4) 1995年改正商法上の経営監督機構
- (5) 1997年改正証券取引法上の経営監督機構
- (6) 1999年改正商法上の経営監督機構
- (7) 2000年改正証券取引法上の経営監督機構
- (8) 2003年改正証券取引法上の経営監督機構

### 二 現行法上の経営監督機構

- (1) 取締役会制度
- (2) 監査役制度
- (3) 監査委員会制度

### 三 経営監督機構の運用実態とその評価

- (1) 社外取締役制度の運用実態とその評価
- (2) 監査役・監査委員会制度の運用実態とその評価

結びにかえて

---

\*本稿は、平成17年1月26日日本学法制研究会で行われた発表原稿に、加筆・修正したものである。

\*\*ソウルサイバー大学専任講師

## はじめに

ただいまご紹介にあずかりましたソウルサイバー大学の金知煥でございます。伝統ある小樽商科大学で報告させていただくことを、大変光栄に存じます。また本報告のお世話をして下さいました道野・多木両先生に、心から御礼申し上げます。

私の報告は、「韓国の株式会社における経営監督機構について」です。韓日両国は同一の経営監督機構から出発しましたが、その規整について現在多少の差異が生じていると思われます。日本商法について私は未だ十分な知識を有しておりませんので、韓日両国の法制比較は困難です。それゆえここでは主として韓国の株式会社における経営監督機構について、その規整及び運用実態を紹介することにいたします。

### 一 株式会社における経営監督機構の系譜

#### (1) 依用商法上の経営監督機構

依用商法とは、韓日併合後朝鮮総督府制令第7「朝鮮民事令」第1条第8号によって日本商法（明治32年3月9日法律第48号）が朝鮮に施行されたことです。依用商法では取締役会を置いておらず、各取締役が単独で会社の業務執行権・代表権を有していました（依用商法261条1項）。経営監督は監査役の職務であり、監査役は取締役の業務執行に対する監査権及び会計監査権（同法274条）を有していました<sup>1)</sup>。

#### (2) 1962年新商法上の経営監督機構

韓国は1962年に新商法を制定し、英米に倣って取締役会制度を導入しました。取締役会が業務監査を行うようにし、従来の監査役は単なる会計監査機関に

---

1) 李範燦『韓国会社法講義』（三知院，2004年）192頁。

なったことにより権限が縮小しました。ただし監査役選任の独立性を確保すべく、監査役選任決議では発行済株式総数の100分の3を超える株式を有する大株主は議決権を行使できないように制限されました（新商法410条，1984年改正商法409条2項）。新商法は、日本の昭和25年（1950年）改正商法の内容と類似しております。

### (3) 1984年改正商法上の経営監督機構

1962年新商法で採用された取締役会が、経営監督機能を十分に果たすことを期待されていました。しかし取締役がオーナーによって選任され、加えて取締役の大部分が業務担当取締役や——例えば工場長といった——使用人兼務取締役であったこともあり、新商法制定後20年が経過したにもかかわらず取締役会制度は期待される役割を十分に果たさず、韓国の企業風土に根を下ろしませんでした。そこで1984年改正商法では、従来から解釈上認められてきた取締役に対する取締役会の監督権限を明示するとともに（商法393条2項）、監査役に再び業務監査権を与えました。ここでは監査役監査の実効性を確保すべく、以下のような改正がなされました。①監査役の任期を1年から2年に伸長し（同法410条）、②効率的な監査を行うべく監査役に取締役会の出席権及び意見陳述権を付与し（同法391条の2第1項）、③取締役会議事録に記名捺印する権限を認めました（同法391条の3第2項）。加えて④監査業務が充実したものになるように監査記録の作成を義務化するとともに（同法413条の2）、⑤監査報告書の記載事項を明定しました（同法447条の4）。その他業務監査の実効性を高めるために、⑥取締役の違法行為に対する差止請求権を新設し（同法402条）、⑦取締役・会社間の訴え及び代表訴訟において会社代表権を認める等各種訴えの提起権を与えました（同法394条・403条）。

### (4) 1995年改正商法上の経営監督機構

1984年改正商法で監査役制度の充実が図られましたが、形式的なものにすぎず、実際には不十分な監査を根絶できませんでした。そこで1995年改正商法で

は、監査役の権限を一層強化する方向で改正がなされました。もっとも日本の平成5年(1993年)改正商法特例法で設けられたような監査役会制度は採用されませんでした。

改正された監査役の権限は以下の通りです。第一に、監査役の解任がなされる際株主総会で意見陳述できる機会を監査役に与えるとともに(商法409条の2)、監査役の任期を2年から3年へ伸張しました(同法410条)。監査役の地位を強化するためです。第二に、取締役の監査役への報告義務を新設し、監査役が適時に監査する機会を確保しやすいようにしました(同法412条の2)。第三に、監査役による総会招集請求権(同法412条の3)・子会社調査権(同法412条の4)を新設し、調査・報告を行いやすいようにしました。

#### (5) 1997年改正証券取引法上の経営監督機構

韓国の証券取引法では、「株券上場法人」(証券取引法2条13項)に対する特例規定が置かれています。1997年改正証券取引法では、監査役の独立性確保と監査の充実を図るため数種の特例規定を新設しました。例えば監査役の選任・解任決議の方法(同法191条の11第1項)、監査役選任議案の取締役選任議案との別途上程(同条2項)、常勤監査役選任の強制・資格要件について特例が設けられております(同法191条の12第1項、同法施行令84条の19)。

#### (6) 1999年改正商法上の経営監督機構

韓国では商法改正の度に、経営監督の実効性を確保するための措置をとってききましたが、監査役制度は相変わらず有名無実のままでした。このような状況の中で1997年には企業不祥事により外国為替危機に陥りました(いわゆるIMFショック)。これを機に大手企業集団のオーナーによる専断経営を牽制すべく、証券取引所が定める「改正有価証券上場規程」(証券取引法88条)により社外取締役制度の強制的導入が1998年行われました<sup>2)</sup>。

2) 李範燦=金知煥「韓国と日本における監査委員会制度の採択」名経法学15号249頁(2003年)。

商法学界・政府も、経営監督機構の根本的な改編のための議論を各々始めました。民間機構として1999年3月に発足した「企業支配構造改善委員会」が、同年10月に最終確定した「模範規準 (Code of Best Practice)」を企業は遵守すべきであり、同規準に沿った法整備を行う旨、政府は発表した。同規準は、英米式の社外取締役・監査委員会制度を採用するように勧告するものでした<sup>3)</sup>。これに対し商法学者の間では、ドイツ型あるいは日本型の監査役会制度の採用を主張する意見が多かったのです<sup>4)</sup>。このように両者の意見は相違していましたが、経営監督機構の透明性確保やグローバル化という点を考慮し、1999年改正商法では、社外取締役・監査委員会制度を導入することになりました。すなわち定款の定めにより、監査役又は監査委員会の何れかを会社は選択することができ、監査委員会を設置する場合には、3人以上の取締役で委員会を構成し、一定の欠格事由に該当しないいわゆる社外取締役が委員会委員の3分の2以上を占めることが要求されています (商法415の2第1項・2項)。

#### (7) 2000年改正証券取引法上の経営監督機構

2000年改正証券取引法は、株券上場法人では取締役の4分の1以上が社外取締役でなければならないとしました (証券取引法191条の16第1項本文)。更に資産総額が2兆ウォン以上である株券上場法人では、①社外取締役が少なくとも3人以上であり、かつ取締役の過半数を占めること (同項但書き)、及び②監査委員会制度を採用することが義務付けられました (同法191条の17第1項、同法施行令84条の24第1項)。証券取引法でも商法と同様、監査委員会委員の3分の2以上は一定の欠格事由に該当しない社外取締役でなければなりません (同法191条の17第2項→54条の6第2項1項)。もっとも証券取引法上の社外取締役は、商法でいういわゆる社外取締役とは資格要件が異なっているのには

3) 李範燦「韓国における会社法の最近の動向と課題」商事1576号25頁 (2000年)、王舜模「韓国におけるコーポレートガバナンスと商法の動向 (下)」商事1572号26頁 (2000年)。

4) 孫珠瓊「韓国における最近の株式会社法の改正とその問題点」証券研究年報15号147頁 (2000年)。

注意を要します。加えて社外取締役のみならず、社外取締役でない監査委員会委員についても常勤監査役に関する資格要件を準用するようにしています（同法191条の17第2項→54条の6第3項・191条の12第3項）。

日本では平成14年（2002年）委員会等設置会社制度を新設した際に、業務執行と監督を分離するために執行役を置くことを強制したのに対し（商特21条の5第1項）、韓国では——2001年にも続けて商法改正が行われましたが——業務執行と監督の分離に関する改正は行われませんでした。

#### (8) 2003年改正証券取引法上の経営監督機構

SK グローバル株式会社の粉飾会計事件<sup>5)</sup>が社会問題化したため、企業会計や経営の透明性を向上させるための方策が再び議論されるようになりました。このような流れを受け2003年改正証券取引法では、監査委員会委員の中で1人以上は会計ないし財務の専門家を選任しなければならないようにしました。これはアメリカのブルーリボン委員会（Blue Ribbon Committee）による勧告と軌を一にしています<sup>6)</sup>。加えて監査委員会の代表者は、社外取締役であることを要求しました（証券取引法191条の17第2項→54条の6第2項2号・3号）。

---

5) SK グループの崔泰源会長が、①2001年会計年度にSK グローバルの会計帳簿を操作して1兆5000億ウォンの粉飾決算をした嫌疑、②2000年3月出資総額制限制実施を前にしてグループ支配権を確保すべく、自身が所有するウォーカーヒルホテル株式とSK & C 所有のSK 株式を等価交換して、716億ウォンの不当利得を得たという嫌疑、③SK グループとJP モルガンとの間で締結されたSK 株式の裏面契約により、1,112億ウォンの損失を系列会社に及ぼした嫌疑などで拘束・起訴された事件です。

6) Report and Recommendations of the Blue Ribbon Committee on Improving the Effectiveness of Corporate Audit Committees, Feb. 1999, 54 Bus. Law. 1081-1082 (1999).

## 二 現行法上の経営監督機構

### (1) 取締役会制度

取締役会は、取締役の職務執行に関する監督権限を有しています（商法393条2項）。一部繰り返しになりますが株券上場法人の場合には取締役会の監督機能向上に資すべく、取締役の4分の1以上は社外取締役でなければなりません（証券取引法191条の16第1項本文）。加えて資産総額が2兆ウォン以上である株券上場法人では、社外取締役が少なくとも3人以上であり、かつ取締役の過半数を占めなければなりません（同項但書き）。同法人では社外取締役は、社外取締役候補推薦委員会で推薦された社外取締役の中から選任されます（同法54条の5第3項）。同委員会が社外取締役候補を推薦するときは、証券取引法第191条の14に定められた株主提案権を行使できる要件を具備する株主が<sup>7)</sup>推薦した社外取締役候補を必ず含めなければなりません（同法191条の16第3項→54条の5第3項）。

### (2) 監査役制度

1997年企業不祥事により外国為替危機に陥ったにもかかわらず、既存の監査役制度に対する商法改正は行われませんでした。なぜなら英米型の社外取締役・監査委員会制度を導入することによって問題点を解決しようとしたからです。韓国では監査役は、日本と異なり完全に独任制機関のため監査役会はなく、数人の監査役がいる場合でも各自単独で職務を遂行します。このような相違点はありますが、監査役制度の内容は日本と類似しています。

監査役は、以下のような権限を有し、義務を負っています。権限には、例えば業務監査権（商法412条1項）、子会社調査権（同法412条の4）、取締役会出席・意見陳述権（同法391条の2第1項）、取締役からの報告受領権（同法412

---

7) 6ヶ月前から継続して、株券上場法人又はコスダック登録法人の議決権のある発行済株式総数の1,000分の10（大統領令の定める法人の場合には、1,000分の5）以上に当たる株式を保有する株主をいいます。

条の2), 取締役の違法行為の差止請求権(同法402条), 株主総会招集請求権(同法412条の3), 監査役解任に関する意見陳述権(同法409条の2), 会社代表権(同法394条・403条), 各種訴権(同法328条・376条・429条等)があります。義務には, 例えば取締役会への報告義務(同法391条の2第2項), 監査記録の作成義務(同法413条の2), 株主総会への報告義務(同法413条), 監査報告書の作成・提出義務(同法447条の4第1項)があります。

証券取引法でも監査役について規制がなされています。株券上場法人やコスタック(KOSDAQ)登録法人のうち資産総額が1,000億ウォン以上である法人は, 常勤監査役を置かなければならず(証券取引法191条の12第1項), 加えて常勤監査役の資格要件が厳格に制限されています(同条3項)。

### (3) 監査委員会制度

#### ① 監査委員会の設置

株式会社は定款の定めによって, 監査役に代えて監査委員会を設置できます(商法415条の2)。ただし証券取引法によれば, 資産総額が2兆ウォン以上の株券上場法人では社外取締役候補推薦委員会及び監査委員会の設置が義務付けられています(証券取引法191条の17, 同法施行令84条の24)。監査役(会)あるいは——委員会等設置会社となり——監査委員会を設置するのが, 会社の規模にかかわらず, 会社の自治に任されている日本とは異なっています(商特1条の2第3項)。

加えて日本では委員会等設置会社を選択した場合には, 指名委員会・監査委員会・報酬委員会・執行役すべてが必要機関とされるのに対し(商特21条の5第1項), 韓国では取締役内部に設けられる各種委員会の種類や設置如何は会社の自治に任されています(商法393条の2)。もっとも監査委員会についてのみ明定されています。

更に日本では委員会等設置会社の取締役は, 原則として業務執行をすることができないのに対し(商特21条の6第2項), 韓国では監査委員会を設置する会社でも取締役は業務執行を担当します。要するに監督機関と業務執行



機関を日本では分離しようとしたのに対し、韓国では監査委員会を設置する場合でも監督機関と業務執行機関は分離されませんでした。

## ② 監査委員会の組織

監査委員会は韓日とも、3人以上の取締役で構成される点では共通しています（韓国商法415条の2第2項，日本商特21条の8第5項）。しかし監査委員会を組織する取締役のうち、社外取締役の占める割合が彼我で異なります。日本では過半数で足るのに対し（商特21条の8第4項），韓国では3分の2以上が要求されています（商法415条の2第2項，証券取引法191条の17第2項→54条の6第2項1号）。

商法でいわゆる社外取締役とは、次の①～⑦の事由いづれにも該当しない者です。つまり下記事由は、社外取締役の欠格事由です。①会社の業務を担当する取締役・被用者、又は選任された日から遡って2年以内に業務を担当した取締役・被用者であった者、②最大株主が自然人である場合には、当該株主本人、その配偶者及び直系尊属・卑属、③最大株主が法人である場合には、その法人の取締役・監査役・被用者、④取締役の配偶者及び直系尊属・卑属、⑤会社の親会社又は子会社の取締役・監査役・被用者、⑥会社と取引関係など重要な利害関係にある法人の取締役・監査役・被用者、⑦会社の取締役・被用者が取締役である他の会社の取締役・監査役・被用者です（商法415条の2第2項）。

これとは別に証券取引法は、監査委員会を組織する社外取締役の資格要件を商法よりも厳格に定めているだけでなく（証券取引法54条の5第4項），社外取締役ではない監査委員会委員の欠格事由をも明定しています（同法191条の17第2項→54条の6第3項・191条の12第3項）。

## ③ 監査委員会委員の選任・解任

商法では監査委員会委員の選任については明文の規定がありませんが、——取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数による——取締役会の決

議（商法391条1項）で行われると解されています。解任については取締役会の決議（取締役総数の3分の2以上による決議）による旨が明定されています（同法415条の2第3項）。これに対し証券取引法は、監査委員会委員の選任・解任権限を株主総会に与えています（証券取引法191条の11第1項，同法191条の17第2項→54条の6第6項→商法409条2項参照）。日本と比較して特徴的であるのは、監査委員会委員の選任・解任に際しての議決権制限です。すなわち最大株主及び大統領令で定めるその他特殊関係人が、議決権のある発行済株式総数の100分の3（定款でその割合をより低く定めた場合には、その割合によります）を超えて株券上場法人又はコスタック登録法人の株式を所有する場合には、その超過する株式に関しては社外取締役でない監査委員会委員の選任・解任について議決権を行使することができません（証券取引法191条の11第1項）。社外取締役である監査委員会委員の選任についても、同じく議決権制限が明定されています（同法191条の17第2項→54条の6第6項→商法409条2項）。

#### ④ 監査委員会委員の任期

監査委員会委員の任期に関する明文の規定がない点で韓日は共通しています。日本では取締役の任期は一般には2年を超えることはできませんが（商256条1項・3項），委員会等設置会社では取締役の任期は就任後1年以内の最終の決算期に関する定時総会の終結の時までです（商特21条の6第1項）。そうすると監査委員会を組織する取締役（監査委員）の任期も、取締役の任期によって制約を受けて1年になります。取締役の任期が1年に短縮されている趣旨は、概ね次のように説明されます。利益処分案ないし損失処理案を決定する権限が総会から取締役会に移ったため（同21条の31第1項），当該決定を通じて定時総会ごとに取締役が株主の信任を受けることができなくなります。それゆえ取締役の選任を通じて、株主の信任を毎年受けるという趣旨です<sup>8)</sup>。

韓国でも取締役の任期によって、監査委員会委員の任期は制約を受けます。

すなわち商法上取締役の任期は3年を超えることはできませんので(商法383条2項)、監査委員会委員の任期も3年を超えることはできないわけです。

#### ⑤ 監査委員会の運営

監査委員会は会議体の形式で権限を行使するため、決定はできますがその内容を実行に移すことには適しません。そのため代表委員が選定されます(商法415条の2第4項)。株券上場法人であれば、監査委員会の代表者は社外取締役でなければなりません(証券取引法191条の17第2項→54条の6第2項3号)。

監査委員会は取締役の職務執行を監査するために、いつでも会社の業務・財産状態を調査できます。監査に際して取締役の説明が必要な場合もあります。そこで監査委員会はいつでも取締役に對して営業に関する報告を要求できることが明定されています(商法415条の2第6項→412条)。これらは日本におけるのと類似していますが(商特21条の10第1項)、報告を要求できる相手方は日本の場合より文言上は狭くなっています。

取締役会と監査委員会は緊密な提携を図る必要があります、監査委員会はあくまでも取締役会の内部機関です。それゆえ監査委員会で決議された事項は取締役に通知されます(商法393条の2第4項)。取締役会と監査委員会の関係について見ると日本は韓国より、監査委員会を取締役会から一層独立した機関として扱っていると思います。日本では監査委員会の決定を、取締役会が覆すことはできないと解されているのがその証左です<sup>9)</sup>。これに対し韓国では委員会一般について、委員会が決議した事項について改めて取締役会は決議できる旨明定されています(商法393条の2第4項)。この規定を監査委員会にも準用できるのか否かについては、学説が分かれています。確かに準用

8) 江頭憲治郎『株式会社・有限会社法』(有斐閣, 第4版, 平成17年)457頁, 近藤光男=志谷匡史『改正株式会社法Ⅱ』(弘文堂, 平成14年)293頁。

9) 龍田節『会社法』(有斐閣, 第10版, 平成17年)117頁。

を否定する見解もありますが<sup>10)</sup>、監査委員会も委員会の1つであり、また監査委員会の決議事項を取締役会が再度決議できないと定める規定もありませんので、監査委員会の決議事項を取締役会で覆すことは不可能ではないと解せます。この点では立法論としては日本のように、監査委員会の決定を尊重することがより望ましいと思います。

監査委員会が活動するに際し、費用の支出を要する場合もありえます。韓国では会社の費用で、外部の専門家に助力を求めることができます(商法415条の2第5項)。日本では監査に必要な費用の確保をより強力に保障しています。すなわち監査委員は職務の執行について会社に対し、費用の前払い・支出費用の償還・債務の弁済を請求することが認められています(商特21条の9第4項)。韓国でも日本の態度を参考にして監査費用の確保をより積極的に保障することが望ましいと考えます。そうすると監査を受ける取締役からの独立性がより高まることでしょう。

監査委員会は取締役会内の委員会の1つであるため、監査委員会の運営に関わる事項については委員会一般の運営について定める商法393条の2第5項が適用され、取締役会について定める規定が準用されることになります。

#### ⑥ 監査委員会の権限

監査委員会を設置する場合には、従来の監査役を併せて置くことはできません(商法415条の2第6項)。監査役の有する権限を監査委員会にも付与すべく、監査役に関する規定を監査委員会に準用しています(同法415条の2第6項)。例えば子会社調査権(同法412条の4第1項)、取締役による報告の受領権(同法412条の2)、臨時総会招集請求権(同法412条の3第2項→366条2項)、取締役・会社間の訴えにおける会社代表権(同法394条第1項)、違法行為差止請求権(同法402条)です。

日本においても監査委員会の権限については、原則的として監査役(会)

10) 鄭東潤, “한국형 감사위원회 제도의 허와 실” 「상장」(2002. 2), 15~16쪽.

に関する規定に倣っています。例えば①取締役・執行役の職務執行の監査(商特21条の8第2項1号), ②株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案内容の決定(同項2号), ③監査委員会が指名する監査委員による取締役・執行役・使用人に対する報告請求権ないし会社の業務・財産調査権(同21条の10第1項), ④同監査委員による子会社・連結子会社に対する報告請求権ないし会社の業務・財産調査権(同条2項), ⑤同監査委員による取締役会招集請求権(同21条の9第2項), ⑥同監査委員による取締役・執行役と会社間の訴えにおける会社代表権(ただし監査委員が訴えの当事者である場合には, 取締役会又は株主総会が定める者が会社を代表します。同21条の10第6項2号)です。もっとも, 緊急性を要し, あるいは各監査委員が合理的に行動できる事項である取締役会に対する報告義務・違法行為差止請求権は(商特21条の10第4項・5項)——監査委員会ではなく——個々の監査委員の権限とされています<sup>11)</sup>。

### 三 経営監督機構の運用実態とその評価

#### (1) 社外取締役制度の運用実態とその評価<sup>12)</sup>

社外取締役制度の運用実態は原則として, 株券上場法人及びコスダック登録法人(以下, 両者を併せて「公開法人」といいます)について, 2004年9月8日韓国上場会社協議会が分析した資料に依拠します<sup>13)</sup>。

〈表1〉によると, 社外取締役制度に関する分析対象会社数は, 2003年1,166社, 2004年1,216社です。

- 11) 森本滋「委員会等設置会社制度の理念と機能(中)——監査委員会と監査役制度の比較を中心に——」商事1667号15頁(2003年)。
- 12) これ以前の実態調査については, 李=金・前掲注(2)228-235頁。
- 13) 新規上場法人, 協会登録法人, 会社整理手続開始法人, 証券・不動産投資会社, 資産総額1,000億ウォン未満であるコスダック登録法人など, 社外取締役選任義務が法定されていない会社のうち社外取締役を選任していない会社は, 本稿での考察対象から除外しました。

〈表1 社外取締役制度に関する分析対象会社〉

区 分	2004年9月			2003年9月		
	全 体	分析対象社	対象除外社	全 体	分析対象社	対象除外社
株券上場法人(社)	674	648	26	687	650	37
コスダック登録法人(社)	883	568	315	868	516	352
計	1,557	1,216	341	1,555	1,166	389

〈表2 社外取締役数〉

区 分	株券上場法人		コスダック登録法人		計	
	2004	2003	2004	2003	2004	2003
対象会社(社)	648	650	568	516	1,216	1,166
社外取締役(人)	1,416	1,402	813	746	2,229	2,148
社外取締役/社(人)	2.19	2.16	1.43	1.45	1.83	1.84

〈表2〉によると、社外取締役の数は2003年より81人増えて2,229人で（重複して選任された者を除くと2,084人）、1社当りの社外取締役数は前年の1.84人とほぼ同じで1.83人です。内訳をみると株券上場法人では2003年より0.03人増えて2.19人であるのに対し、コスダック登録法人では前年より0.02人減少して1.43人です。公開法人では、社外取締役を取締役総数の4分の1以上設置することが義務付けられている点に照らし合わせて考えると（上記「二」(1)）、社外取締役の数はそれほど多くないと思われます。

〈表3 社外取締役の分布〉

区 分	社外取締役											
	1人		2人		3人		4人		5人以上		計	
	(社)	構成比(%)	(社)	構成比(%)	(社)	構成比(%)	(社)	構成比(%)	(社)	構成比(%)	(社)	構成比(%)
株券上場法人	224	34.6	262	40.4	85	13.1	40	6.2	37	5.7	64	100.0
コスダック登録法人	382	67.3	141	24.8	36	6.3	5	0.9	4	0.7	568	100.0
計	606	49.8	403	33.1	121	10.0	45	3.7	41	3.4	1,216	100.0

〈表3〉によると、2004年では社外取締役が2人以下である会社の割合は、分析対象社の82.9%（1,009社）で、前年の82.8%（966社）に比べて微増しています。社外取締役が3人いる会社の割合は10%（121社）で、前年10.3%（120社）に比べて微減しています。

株券上場法人のみについてみると、社外取締役が2人いる会社の割合が分析対象社の40.4%（262社）と最も高くなっていますが、社外取締役が3人以上いる会社の割合も増加しつつあります。

〈表4 職業別分布〉

区 分	株券上場法人		コスダック登録法人		計		
	人 数	構成比 (%)	人 数	構成比 (%)	人 数	構成比 (%)	
						2004	2003
会社経営者	640	45.2	337	41.5	977	43.8	46.4
大学教授	303	21.4	187	23.0	490	22.0	20.2
弁護士	152	10.7	80	9.8	232	10.4	9.9
会計士・税理士	101	7.1	81	10.0	182	8.2	8.2
公務員	38	2.7	19	2.3	57	2.6	2.4
研究員	31	2.2	7	0.9	38	1.7	2.7
マスコミ	17	1.2	15	1.8	32	1.4	1.6
その他	134	9.5	87	10.7	221	9.9	8.7
計	1,416	100.0	813	100.0	2,229	100.0	100.0

〈表4〉は社外取締役の職業別分布図です。社外取締役のうち会社経営者が977人（43.8%）で最も多く、次いで大学教授490人（22.0%）、弁護士232人（10.4%）の順になっています。大学教授が占める割合が前年より増加したのに対し（20.2%から22.0%）、会社経営者の割合は前年より減少しています（46.4%から43.8%）。

株券上場法人では会社経営者、大学教授、弁護士、公認会計士・税理士の順になっているのに対し、コスダック登録法人では会社経営者、大学教授、公認会計士・税理士、弁護士の順になっています。

〈表 5 社外取締役の任期〉

任 期	株券上場法人		コスダック登録法人		計		
	人 数	構成比 (%)	人 数	構成比 (%)	人 数	構成比(%)	
						2004	2003
1 年	133	9.4	37	4.6	170	7.6	8.6
2 年	204	14.4	73	9.0	277	12.4	12.2
3 年	1,079	76.2	674	82.9	1,753	78.6	75.5
未記載	-	-	29	3.6	29	1.3	3.7
計	1,416	100.0	813	100.0	2,229	100.0	100.0

〈表 5〉によると、任期が1年である社外取締役の割合が前年の8.6%から7.6%に減少したのに対し、任期が3年である割合は75.5%から78.6%に増加し、社外取締役の任期が伸張する傾向が見受けられます。株券上場法人では、コスダック登録法人と比べて任期が1年である社外取締役の割合が2倍以上を占めています。これは、社外取締役の任期を1年にする銀行が多いからです。

〈表 6 社外取締役の兼職状況〉

兼 職 状 況	社外取締役数		増 減
	2004	2003	
株券上場法人2社兼職(人)	94	86	+8
コスダック登録法人2社兼職(人)	17	15	+2
株券上場法人・コスダック登録法人各1社兼職(人)	34	38	+4
計	145	139	+6

〈表 6〉は、社外取締役の兼職状況です。現行法では社外取締役は、2社以内であれば公開法人の社外取締役を兼職できます。社外取締役145人が兼職していますが、前年と比べて6人増加しています。



〈表7 社外取締役の推薦方法<sup>14)</sup>〉

区 分	構成比(%)
最大株主・主要株主推薦	76.0
少数株主推薦	0.8
債権者推薦	5.9
機関投資家推薦	0.2
その他	17.1
計	100.0

〈表7〉は、社外取締役の推薦方法についてです。社外取締役は、最大株主・主要株主によって76.0%が推薦されており、少数株主による推薦はわずか0.8%に過ぎないことが明らかになっています。社外取締役といえども、実際上はこのように大株主の意向に沿って推薦される状態から抜け出せていないことが示唆されています。

〈表8 社外取締役の取締役会出席率と議案賛成率<sup>15)</sup>〉

取締役会出席率(%)	議案賛成率(%)	その他の会社業務参加率(%)
66.0	99.3	6.2

〈表8〉によると、社外取締役の取締役会の出席率は66.0%、議案賛成率は99.3%となっております。議案賛成率がほぼ100%に近いという状況は、社外取締役の多くは大株主の推薦によって選任されるとともに、社外取締役に十分な情報が提供されていないことによるものと思われます。社外取締役も、それ以外の取締役と同様挙手して執行部に賛成する役割のみを担っているという実

14) “자료: 상장법인지배구조개선실태조사(2001.12증권거래소)” 「상장」(2003. 2), 37쪽.

15) “자료: 상장법인기업지배구조실태조사(증권거래소의 보도자료)”(2000.11. 29).

態が浮き彫りになっています。

## (2) 監査役・監査委員会制度の運用実態とその評価

監査役・監査委員会の運用実態は原則として、12月決算の株券上場法人570社を対象に、監査役・監査委員会の状況を韓国上場会社協議会が前年と比較・分析して、雑誌『上場 (상장)』2004年5月号に掲載した資料に依拠します。

〈表9 監査役・監査委員会の設置状況〉

区 分	2004年		2003年	
	会 社 数	構成比(%)	会 社 数	構成比(%)
監査役設置会社	466	81.8	470	82.3
監査委員会設置会社	104	18.2	101	17.7
計	570	100.0	571	100.0

〈表9〉によると、分析対象である株券上場会社570社のうち、466社(81.8%)が監査役を設置しており、104社(18.2%)が監査委員会を設置しています。

〈表10 勤務状態別にみた監査役の状況〉

区 分	2004年		2003年	
	人 数	構成比(%)	人 数	構成比(%)
常勤監査役(1社当たり平均)	363 (0.78)	60.3	366 (0.77)	59.8
非常勤監査役(1社当たり平均)	239 (0.51)	39.7	246 (0.52)	40.2
計(1社当たり平均)	602 (1.29)	100.0	612 (1.29)	100.0

〈表10〉によると、監査役設置会社466社の監査役総数は602人です。このうち常勤監査役は363人で60.3%を占めており、非常勤監査役は239人で39.7%を

占めています。1社当たり平均で監査役は1.29人であり、その内訳を見ると常勤監査役は平均0.78人、非常勤監査役数は平均0.51人です。

〈表11 類型別監査役設置状況〉

区 分	常勤・非常勤監査役数	会社数	構成比 (%)
常勤監査役のみを置いている会社 (247社)	常勤監査役 3人	1	0.2
	常勤監査役 2人	11	2.4
	常勤監査役 1人	235	50.4
常勤監査役, 非常勤監査の両者を置いている会社 (102社)	常勤監査役 2人, 非常勤監査役 1人	1	0.2
	常勤監査役 1人, 非常勤監査役 2人	4	0.9
	常勤監査役 1人, 非常勤監査役 1人	97	20.8
非常勤監査役のみを置いている会社 (117社)	非常勤監査役 3人	1	0.2
	非常勤監査役 2人	14	3.0
	非常勤監査役 1人	102	21.9
計		466	100.0

〈表11〉は、監査役の勤務状態別に会社を区分したものです。監査役を設置する466社のうち、複数の監査役を置いている会社は129社 (27.7%) です。このうち常勤監査・非常勤監査役を各1人置いている会社は97社であり、複数の監査役を置いている会社の75.2%を占め最も多くなっています。常勤監査役を2人以上置いている会社は13社であり、複数の監査役を置いている会社の10.1%に達しています。

これに対し常勤あるいは非常勤にかかわらず、監査役を1人しか置いている会社が337社にのぼっています。このうち非常勤監査役1人のみを置いている会社が102社にものぼっていますが、このような会社で監査役監査を適切に行えるのかは疑問です。

〈表12 監査委員会設置状況〉

監査委員会設置 義務付けによる区分	2004年		2003年	
	会 社 数	構成比(%)	会 社 数	構成比(%)
義務的設置会社	61	58.7	65	64.4
任意設置会社	43	41.3	36	35.6
計	104	100.0	101	100.0

〈表12〉によると、監査委員会を設置している104社のうち証券取引法で設置が義務付けられている会社が61社（58.7%）であり、任意に監査委員会を設置している会社が43社（41.3%）となっています。任意設置会社が占める割合は前年の35.6%から41.3%に増えています。

しかし〈表9〉が示しているように、監査役設置会社の占める割合が81.8%であるのに対し、監査委員会設置会社の占める割合は18.2%と、監査委員会そのものの利用が未だ低位であることを考慮すると、任意に設置している割合は微々たるものであるといえます。

〈表13 勤務状態別にみた監査委員会委員の状況〉

区 分	2004年		2003年	
	人 数	構成比(%)	人 数	構成比(%)
常勤監査委員会委員 (1社当たり平均)	35 (0.34)	10.4	35 (0.34)	10.9
非常勤監査委員会委員 (1社当たり平均)	302 (2.90)	89.6	287 (2.84)	89.1
計(1社当たり平均)	337 (3.24)	100.0	321 (3.18)	100.0

〈表13〉は、監査委員会委員の勤務状態が、常勤あるいは非常勤であるのかに関するものです。監査委員会設置会社104社の監査委員会委員総数は337人で、1社当たり平均すると3.24人です。337人の監査委員会委員のうち、常勤は35

人（1社当たり平均0.34人）、非常勤は302人（1社当たり平均2.90人）です。

監査委員会設置会社104社のうち35社（33.7%）のみが、常勤の監査委員会委員を置いており、他の3分の2（69社）は、非常勤の社外取締役を中心にして監査委員会を運営しています。常勤の者がおらず、非常勤の社外取締役のみで適切に監査を遂行できるのか疑問です。

監査委員会設置会社104社のうち、監査委員会委員が3人の会社が86社（82.7%）、4人の会社が14社（13.5%）、5人の会社が3社（2.9%）であり、6人を選任した会社は1社（ウリ金融持株株）のみです。

### 結びにかえて

以上、韓国の株式会社における経営監督機構について発表させていただきました。発表に際して個々の問題点に若干触れましたが、最後に結びに代えて、以下の点を特に問題点として指摘しておきたいと思います。

まず、社外取締役の運用実態から看取できる点です。例えば①社外取締役が大株主によって選任されているという実態、②82.9%の会社で社外取締役を2人以下しか置いていない点、③取締役会での社外取締役の議案賛成率が99.3%にも達している点です。社外取締役が大株主からの独立性を確保し、その上で会社運営に関する十分な情報を獲得し、積極的に会社の運営に参加できる制度的枠組みや、それを支える企業文化を形作っていくことが肝要であると思います。

次いで、監査制度の運用実態から看取できる点です。分析対象である570社のうち監査委員会を設置している会社は104社のみであり、81.8%を占める466社は従来の監査役制度を依然として採用しています。更に監査役設置会社のうち、監査役を1人のみしかも非常勤の者を置いている会社が102社あり、監査役設置会社の21.9%を占めています。IMFショック（1997年）の原因の一端が、既存の監査役制度が十分に機能していなかった点にもあるとすれば、実際には十分に利用されていない監査委員会制度を新設したのみでは、韓国商法は十分

な改善策を講じたとは言い難いのではないのでしょうか。監査委員会は歴史も浅く、制度そのものが韓国に定着するの否かも定かではなく、実験的な性格もあるため、既存の監査役制度に対する対策も併せて構築すべきであると考えています。

最後に、監査委員会の制度面でも改善の余地があると思います。最も根本的なことは、監査委員会設置会社でも業務執行を実行に移す機関と意思決定・監督機関である取締役会が分離されていない点です。これにより自己「監督」に陥りますので、適切に監督することは期待しえないのではないのでしょうか。加えて監査委員会設置会社で他の委員会を設置するの否かは、商法では会社の自治に任せられていますが、監査委員会は指名委員会・報酬委員会とともに有機的に監督機能を遂行してこそ、本来の機能を発揮できることが広く知られております。しれみれば指名委員会・監査委員会・報酬委員会を1セットとして設置する方向で立法すべきではないでしょうか<sup>16)</sup>。

長時間にわたりご静聴いただき、ありがとうございました。

---

16) 李=金・前掲注(2)227頁。